

平成25年 No.10

東京学芸大学学部学生交流規程等の一部を改正する規程

制定理由

国際交流委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

国際交流委員会の廃止に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学学部学生交流規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年3月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第11号

東京学芸大学学部学生交流規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学部学生交流規程（平成7年規程第12号）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成7年規程第8号）
- (3) 東京学芸大学外国人研究者受入規程（平成9年規程第25号）
- (4) 東京学芸大学国際交流会館規程（平成6年規程第10号）
- (5) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について

制定理由：国際交流委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （派遣の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願い出があった場合は、学長は、<u>国際戦略推進本部</u>の議を経て、これを許可する。 〔省略〕 （入学の許可） 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学の許可は、<u>国際戦略推進本部</u>の議を経て学長が行う。 <u>附 則</u> <u>この規程は平成25年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （派遣の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願い出があった場合は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、これを許可する。 〔省略〕 （入学の許可） 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学の許可は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て学長が行う。

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について

制定理由：国際交流委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (履修の許可) 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、<u>国際戦略推進本部</u>の議を経て、これを許可する。 〔省略〕 (入学の許可) 第12条 特別聴講学生の入学許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学許可は、<u>国際戦略推進本部</u>の議を経て学長が行う。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は平成25年4月1日から施行する。	〔省略〕 (履修の許可) 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、これを許可する。 〔省略〕 (入学の許可) 第12条 特別聴講学生の入学許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学許可は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て学長が行う。 〔省略〕

東京学芸大学外国人研究者受入規程の一部改正について

制定理由：国際交流委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (受入許可) 第5条 学長は、外国人研究者の受入れについて決定し、別紙様式2により申請部局の長に通知する。 2 学長は、前項の決定に当たり、<u>国際戦略推進本部</u>の意見を徴することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は平成25年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (受入許可) 第5条 学長は、外国人研究者の受入れについて決定し、別紙様式2により申請部局の長に通知する。 2 学長は、前項の決定に当たり、<u>国際交流委員会</u>の意見を徴することができる。 〔省略〕

東京学芸大学国際交流会館規程の一部改正について

制定理由： 国際交流委員会の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>(選考)</u> 第 5 条 会館の管理運営に関する重要事項は，東京学芸大学<u>国際戦略推進本部</u>において審議する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</u>	〔省略〕 <u>(国際交流委員会)</u> 第 5 条 会館の管理運営に関する重要事項は，東京学芸大学<u>国際交流委員会</u>において審議する。 〔省略〕

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

制定理由：国際交流委員会の廃止に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第8条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) 副学長（教育・国際担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) <u>国際戦略推進本部</u>から推薦された委員 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は平成25年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第8条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 (1) センター長 (2) センターに所属する専任教員 3名 (3) 副学長（教育・国際担当） (4) 学系長 (5) 附属図書館長 (6) <u>国際交流委員会</u>から推薦された委員 1名 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕